



郷土歴史資料館 だより



..... コラム あわら市の文化財・史跡探訪

第10回 市指定文化財(史跡) 金津城溝江館跡

中世(鎌倉時代~室町時代)において、現在のあわら市の市域は河口荘と呼ばれていた奈良・興福寺の荘園に含まれていました。

その河口荘は全部で10の郷があり、今の市役所から嶺北縦貫道(県道29号)あたりの一帯は溝江郷と呼ばれていました。そこを本拠地として活躍したのが溝江氏です。その名は室町時代に見え始めます。戦国時代初期(15世紀末)に朝倉氏が一乗谷を中心に越前の支配を強めたころ、溝江氏は朝倉氏の家臣になりました。

溝江景逸とその子長逸は朝倉氏に仕え、加賀の一向一揆の備えとして金津(古町字夕部)に館を構えて、しばしば一揆と戦い軍功をあげました。その後、天正元(1573)年に朝倉氏が織田信長に滅ぼされたときは織田方につき、所領を増やされましたが、翌年2月、越前・加賀の一向一揆の総攻撃に合い、景逸・長逸父子および一族郎党30余人は館に火を放ち、客人富樫氏(泰俊)とともに自刃しました。

落城の難を逃れた長逸の遺児長氏は、信長・秀吉に仕えて金津城を再興し、大名となりました。長氏の子、長晴は父の遺領金津を継ぎましたが、関ヶ原の戦い後所領を没収され、後に彦根藩に仕え、以降幕末まで彦根藩士でした。

館跡の近くにある妙隆寺は、長逸の弟辨栄が創立した溝江氏の菩提寺です。



▲現在の溝江城跡

郷土の武将の鎧を見に来ませんか?

現在開催中の冬季企画展「中世あわらの豪族・溝江一族」の一番の目玉が溝江氏ゆかりの鎧です。正式名称を「朱銀振分塗伊予札二枚胴具足」といい、市指定文化財(工芸)になっています。

この鎧は滅亡しかけた溝江氏を再興した長氏のものといわれています。電手に家紋が入っているところや、随所に高級な部材が使われているところが、この地域で栄華を極めた溝江氏ゆかりの鎧であることを物語ります。

また、1月17日(日)のふるさと講座では、溝江氏の菩提寺・妙隆寺住職の児玉常聖氏が「戦乱を生き抜いた溝江一族」についてお話ししますので、ぜひご参加ください。



▲家紋入りの電手

郷土歴史資料館(金津本陣 IKOSSA 2階)
休館日 月曜日・第四木曜日
※これらの日が祝日の場合はその翌日
開館時間 9時30分~18時(最終入館17時30分)
問合せ ☎73-5158

福井しあわせ元気国体2018 福井しあわせ元気大会2018

国体 がやってくる!



福井国体マスコット はぴりゅう

もっと知ろう! 平成30年福井国体



問合せ 国体推進課 ☎73-8033

国体種目を体験! 芦原中学校でバレーボール教室が行われました

スポーツ体験教室(1県民1スポーツ普及事業)の一環として、芦原中学校の3年生113人を対象に、バレーボール教室が行われました。指導者は福井県バレーボール協会の西田靖宏先生(福井工業大学附属福井高等学校)と文室太一先生(福井県立鯖江高等学校)で、パスやレシーブ、スパイクやサーブの基本を教えてくださいました。

生徒たちは、2人の先生による分かりやすい実技指導に大喜びで、初めてバレーボールを経験したという生徒も、楽しく意欲的に練習に取り組んでいました。



▲オーバーハンドパスの手本



▲西田先生によるスパイクの見本

競技紹介!

バレーボール

バレーボールは、コート中央のネット越しにボールを3回以内で相手コートに返し、得点を競います。

国民体育大会では、6人制のトーナメント方式で行い、得点はサービス権の有無に関係なくラリーに打ち勝ったチームに1点が入ります。1セット25点先取の5セットマッチ(最終第5セットは15点先取)で行い、3セット先取したチームが勝者となります。ただし、少年男女は、準々決勝、5・7位決定戦までは3セットマッチで行います。

クイック攻撃(速攻)や移動攻撃、豪快なスパイクやブロック、リベロを中心とした粘り強いレシーブ、ラリーの応酬など見どころがたくさんです。

個人番号カードの受け取りには「本人確認書類」が必要です!

次のいずれかをご持参ください。(原本に限る。)

- 以下のもの1点
 - 住民基本台帳カード(写真付きに限る)・運転免許証・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書など
- 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの2点
 - (例)健康保険証、介護保険証、各種年金証書、年金手帳、生活保護受給者証、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、本人名義の預金通帳、各種医療受給者証

必要書類

- ・ 交付通知書(はがき)
- ・ 個人番号通知カード
- ・ 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
- ・ 本人確認書類

個人番号カードの申請者本人あてに交付通知書(はがき)を郵送します。手元に届いたら、期限までに交付通知書に記載された交付場所へ必要書類を持って本人がお越しください。

交付通知書を郵送します

申請をした人に順次、個人番号カードを交付します。交付手続きの方法や必要書類などをよくご確認ください。

問合せ 市民生活課 ☎73-8014

個人番号カードの交付が始まります!



マイナンバー 広報キャラクター「マイナちゃん」

暗証番号の設定

交付の際に暗証番号を設定します。あらかじめ考えておいてください。

暗証番号は4種類!

- ① 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ② 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ③ 住民基本台帳(数字4桁)
 - ④ 券面事項入力補助用(数字4桁)
- ※②~④は同じ暗証番号も設定できません。

必要書類に不備があった場合、再度来庁していただくことになりますので事前によくご確認ください。また、交付手続きにはお時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。



本人の出頭が困難であることを証する書類(診断書、本人の障害者手帳、本人が施設等に入所している事実を証する書類など) ※本人確認書類は原本をご持参ください。

代理人交付もできます

本人が病気や身体の障害、その他やむをえない理由により交付場所に来ることが難しい場合に限り、代理人交付が認められます。

代理人が来る場合の必要書類

- ・ 交付通知書
- ・ 申請者の個人番号通知カード
- ・ 申請者の住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
- ・ 申請者本人の本人確認書類 ※
- ・ 代理人の本人確認書類 ※
- ・ 代理権者の確認書類

法定代理人の場合・戸籍謄本

(本籍地があわら市の場合)は不要、その他資格を証明する書類(成年後見人の登記事項証明書など) その他の場合・交付通知書裏面の回答書欄および委任状欄に本人が記載したものを

コンビニ交付に関するお知らせ



個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスは2月3日から!

個人番号記載の住民票がコンビニでも取得可能に!

2月3日(水)から住基カードまたは個人番号カードを利用して、コンビニでも個人番号記載の住民票が取得できるようになります。

個人番号は、番号法や条例で利用範囲が規定されており、法律で決められた目的以外に他人に提供することはできません。また、他人の個人番号を不正に入手したり提供したりすると、処罰の対象となります。コンビニで取得する際は、提出先などへあらかじめ記載が必要かを確認ください。

コンビニ交付を一時停止します

コンビニ交付サービスのメンテナンスを実施するため、2月2日(火)はサービスをご利用いただけません。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。